第十二条の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に、同条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、同条第二号中「そろつて」を「そろって」に改め、同条第六号中「先立つて」を「先立って」に、同条第九号中「第十九条の十七に」を「第百三十四条に」に、「第十九条の十七第五号」を「第百三十四条第五号」に改め、同条を第八十七条とする。

第十一条の四の見出し中「初期消火活動のための」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う」に改め、同条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同条中「場合における」の下に「発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。）の保全のための活動（」を加え、同条中「（以下「初期消火活動」という。）のための」を「を含む。以下同じ。）を行う」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条ただし書を削り、同条第五号を第八号とし、同条第四号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。

第十一条の四第二号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

第十一条の四第一号を同条第二号とし、同条に第一項として次の一項を加える。

一　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

第十一条の四を第八十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。

四　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五　前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十五条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

ハ　重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること。

ニ　重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の損傷を防止するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十六条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ　大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

第十一条の三を削る。

第十一条の二第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、「（以下「長期保守管理方針」という。）」を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　基準規則第二条第二項第三十五号に規定する重大事故対処設備（同項第三十八号に規定する常設設備に限る。）